

2018年5月14日

内閣府
規制改革推進会議
投資等ワーキング・グループ
座長 原 英史 様

日本生活協同組合連合会
組織推進本部 本部長
二村 睦子

(総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 ガスシステム改革小委員会 委員)

都市ガスは多くの家庭で日常生活に欠かせないものです。多くの消費者団体は、自由化によって消費者の選択が可能になること、また事業者間の健全な競争が料金の低減や新しいサービスの誕生につながることを期待するとともに、確実な保安業務の遂行や災害時の迅速な復旧、契約の透明性と納得性の向上等を求めています。

上記のような立場から、貴委員会において検討されている都市ガス自由化を受けてその実効性を高めるための方策について、下記の意見を申し述べます。

1. プロパンガスにおける「無償配管問題」が都市ガス事業において再燃することを懸念

ワーキング・グループにおいては、「一括受ガス制度の創設」及び「敷地内・内管保安の自由化」が検討されています。この2点をセットで考えるとき、プロパンガスで問題となっている「無償配管問題」「ガス事業者への建築費押しつけとガス料金への上乗せ問題」が都市ガス事業でも発生するのではないかと懸念します。

「無償配管問題」は、プロパンガス事業者が屋内配管やガス機器設置を無償で行う代わりに、その事業者の継続的な利用を無理強いする問題です。事業者を切り替えようとした消費者に対して、配管やガス機器を強制的に撤去するなどのトラブルも発生しています。また、配管料金や器機使用料に相当する費用が消費者に明示されず、月々のガス利用料金の中に紛れている（その分ガス料金が高くなる）、配管や機器の償却が終わっているはずなのに引き続き料金が請求されているのではないかと（料金が明示されていないため確認できない）といった問題も指摘されています。

この問題が拡張されたのが「ガス事業者への建築費押しつけとガス料金への上乗せ問題」です。主に賃貸住宅において、オーナーやディベロッパーからの圧力により、プロパンガス事業者に建築費用の押しつけ（ガス配管のみならず、シャワートイレやエアコン等室内設備設置、ひどい場合にはエレベーター設置費用等をガス事業者が負担する）を行い、その費用をガス事業者が月々のガス料金から回収する、という事業実態です。こうした業界慣行は、プロパンガス料金や契約の不透明性につながり、また、「消費者から選ばれるのではなく、建築会社から供給先の顧客を獲得・消費者には会社を選ばせない・安値の売り込み価格に近付けるた料金で引き留める・料金を非公開にすることにより経営の安定を図る」(*)といった「情報非公開」「建築会社中心」の業界体質を生み出してきました。

都市ガスにおいては、これまで公共料金として一定の料金の透明性が担保されてきました。しかし、都市ガス自由化と同時にほとんどの都市ガス事業者において料金規制が解除（料金の自由化）されてしまいましたし、新規参入事業者においては料金規制はありません。このような状態で「一括受ガス」及び「敷地内・内管保安の自由化」を認めることは、プロパンガスで問題となっている「無償配管問題」さらには「ガス事業者への建築費押しつけとガス料金への上乗せ問題」を都市ガス事業においても引き起こすのではないかと懸念しています。

2. 一括受ガスについての個別の懸念点

(1) 消費者の選択の観点から

都市ガス小売の自由化により消費者はガス会社が選択できるようになりましたが、一括受ガスの場合は、個々の消費者はむしろ選択ができなくなる、というマイナス面があります。

電気の場合は、自由化以前から一括受電のしくみがあり、それを継続する形で現在の一括受電があると認識しています。それでも、消費者向けの学習会等で「自分のマンションは一括受電のため電力会社が切り替えられない。自由化になったのに、おかしいのではないか」という声をきくことがあります。

都市ガスの場合は既に自由化した後での一括受ガスの検討であり、このタイミングで制度を導入することにどれほど意味があるのか、疑問に思います。事業者どうしのシェア競争が活性化するという側面はあるかもしれませんが、個々の消費者の選択、という観点からはむしろデメリットが大きいのではないのでしょうか。

(2) 保安の観点から

ガスシステム改革小委員会では、一括受ガスについて、保安確保が十分にできない、という点から見送りとなった経緯があります。一括受ガスが導入されることで保安が確保されるのか懸念が残ります。

一括受ガスによって生じる保安上の論点を、一つずつ丁寧に検討する必要があるのではないのでしょうか。

2. 敷地内保安・内管保安の自由化についての個別の懸念点

(1) 保安確保の観点から

都市ガスにおいては配管や機器の点検が定期的に行われていますが、これは消費者側からは、家庭に立ち入っての点検ということで、それなりにハードルが高いものです。それにもかかわらずこの点検を受け入れているということは、それだけガスの保安に対する消費者の不安が大きいことの裏返しであるといえます。

敷地内や内管の保安を小売事業者が担う場合には、ガス導管ネットワークのうち、末端部分について保安責任が異なってくることとなります。このとき、責任が曖昧になる部分が出ないのか、小売事業者の保安能力の担保はどのように行うのか、ネットワーク全体の管理との関係で安全に作業が行えるのか等、検討すべき点が多々あると考えられます。

(2) 災害時の復旧作業について

災害時の復旧において、導管事業者と小売事業者のそれぞれが作業を行うことが現実的か、という点も懸念の一つです。

現状でも都市ガスは他のエネルギーに比べて復旧までに時間がかかる状態です。導管と敷地内・内管の管理責任が異なると、導管全体の確認・復旧作業の延長で消費者・需要家の敷地内・内管の作業が行えないことになり、利用している小売事業者によっては復旧までにかかり時間がかかる事態も想定されます。

こうした点についても検討すべきではないでしょうか。

(3) 新規参入の促進策としての有効性について

事業者の側の問題として考えたときに、敷地内や内管の保安を行える事業者がどれくらいあるのか、という点について検討する必要があります。例えば電力会社等はその能力はないと思われしますので、かえって参入がしにくくなるのではないのでしょうか。

現時点でも都市ガスは事業参入が進まず、消費者の選択肢はなかなか増えません。敷地内・内管の保安を自由化することが、かえって参入事業者を限定することにならないでしょうか。

参入を促進するための方策としては、特定の業種・事業者の参入を後押しするものよりは、広く参入を呼び込むための方策を優先すべきと考えます。

「一括受ガス」「敷地内・内管保安の自由化」については、上記のような懸念について十分にご検討いただくようお願いいたします。

以上

*平成28年2月5日開催「総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会石油・天然ガス小委員会液化石油ガス流通ワーキンググループ（第1回）」において、事業者が行ったプレゼンの中でコメントされている内容です。